

手作り「ホウ酸団子」で注意すべきこと

★ゴキブリの駆除に使用される「ホウ酸団子」は「医薬部外品」です

ゴキブリの駆除に使用される「ホウ酸団子」は、手作りであっても「医薬品医療機器等法[※]（旧名称：薬事法）」上の「医薬部外品」です。

※) 正式な名称は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」です。

★ホウ酸団子を作って売するためには許可が必要です

この「医薬部外品」である「ホウ酸団子」を売るために作ったり、作った「ホウ酸団子」をインターネットやバザーで売ったりするには、医薬部外品製造業および医薬部外品製造販売業の許可が必要です。

作った「ホウ酸団子」を他人に無償で譲り渡す場合であってもこれらの許可が必要です。

★無許可で製造された医薬部外品を売るとは法律で禁止されています

無許可で製造された医薬部外品や、「医薬品医療機器等法」で定められた表示がない医薬部外品は、販売・授与することが禁止されています。

○「ホウ酸団子」の製造や製造販売を検討されている方は、「医薬部外品の製造業・製造販売業の許可について」をご参照ください。

○その他ご不明な点は、薬務課までご相談ください。

佐賀県健康福祉部薬務課
TEL 0952-25-7483